

証券コード 9553
【発信日】2023年12月4日
【電子提供措置の開始日】2023年11月28日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番1号
株式会社マイクロアド
代表取締役社長執行役員 渡辺 健太郎

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.microad.co.jp/ir/>



（上記当社ウェブサイトへアクセスいただき、ページ下部の「株式について」のうち「株主総会」を選択し、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」にマイクロアド又は「コード」に当社証券コード「9553」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができます。その方法につきましては、4頁から5頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2023年12月19日（火曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月20日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 3階 オリオン
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、
お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等支給の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等支給の件
4. 賛否の表示がない等の場合の議決権の取り扱いについての決定事項
 - (1) 書面（郵送）による議決権行使において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 同一の株主が書面（郵送）及びインターネットによる双方の議決権行使をした場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、インターネットの方法による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を除いております。
①事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」




上記①、②及び③は、監査報告の作成に際して会計監査人及び監査等委員会が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の電子提供措置事項をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。
- ・ 本株主総会の決議通知につきましても、本株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・ 本株主総会におけるお土産のご用意はございません。

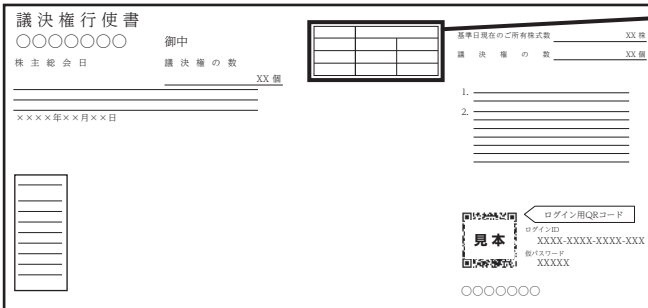


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2023年12月20日 (水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)</p>	 <p>書面 (郵送) で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年12月19日 (火曜日) 午後6時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年12月19日 (火曜日) 午後6時30分入力完了分まで</p>
--	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日
XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
見本
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXXX

※議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3、4号議案

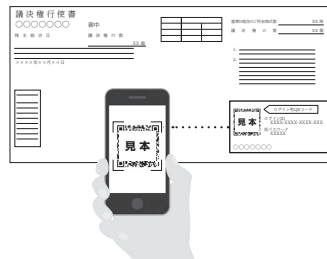
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

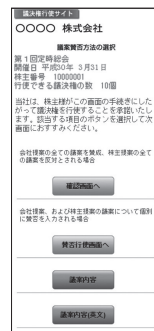
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

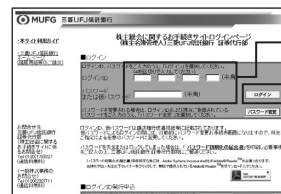
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

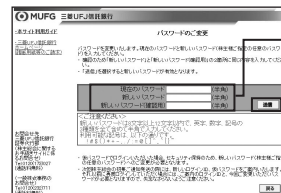
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の外部環境につきまして、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、コロナ前の日常をようやく取り戻しつつあります。その一方で、ウクライナ情勢の長期化による世界的な燃料価格の高騰や電力、ガス、食料品や日用品など広範囲の物価上昇は続いており、日本経済全体においても不透明な状況が続いております。そのような環境下において当社グループの事業は堅調に推移いたしました。

当社グループの事業はデータプラットフォーム事業の単一セグメントであります。セグメントを構成する主要なサービスとして、データプロダクトサービス、コンサルティングサービスの2つのサービスによって事業展開しております。当連結会計年度における、それぞれのサービスの経営状況は下記のとおりです。

【データプロダクトサービス】

データプロダクトサービスは「UNIVERSE」と、株式会社MADSが提供する「デジタルサイネージサービス」の2つのサービスが属しております。「UNIVERSE」とは企業のマーケティング活動を支援するデータプラットフォームです。様々な業界・業種に特化した多様なデータを保有し、それらを有機的に統合分析することで、消費者の購買プロセスの可視化と予測、そのデータを活用した広告配信から顧客属性等の分析レポート作成まで幅広く企業のマーケティング活動を支援しております。「UNIVERSE」の拡大にあたっては、2023年9月期より顧客属性に特化した営業組織へと改変することで、より顧客属性に応じた機動的な製品開発や製品提供体制を整えております。

また、リモートワーク中心に変化している顧客企業に対して、オンラインセミナーの開催やオンラインでのリード獲得を目的としたインサイドセールスに特化する新しい営業組織を構築いたしました。

これらの顧客属性に応じた営業組織の強化に加え、新たなデータパートナーとの提携による業種別プロダクトの性能強化や、地方自治体向けの「まちあげ」、2024年からはじまる新NISAの口座開設を支援する金融業種向けの製品、人材採用に向けた「マーブル」など、新しい業種に向けた製品の提供を開始しております。これらの施策によって、より顧客のニーズや規模に合致したサービス提供を行い、主要なKPIである稼働アカウント数の順調な拡大を実現しております。

デジタルサイネージサービスは、小売店舗や美容サロンなどに設置されたサイネージをネットワーク化し、一元的な広告配信を行うサービスとして「MONOLITHS」を提供しております。デジタルサイネージサービスは、期初からの計画通り一部のパートナーとの契約更改によって第3四半期より売上・粗利が減少しておりますが、スーパーマーケットやネイルサロン等のリテール領域への注力によって、再成長を狙ってまいります。

これらの結果、データプロダクトサービスの売上高は6,008百万円となりました。

【コンサルティングサービス】

コンサルティングサービスは、「メディア向けコンサルティングサービス」と、「海外コンサルティングサービス」の2つのサービスが属しております。メディア向けコンサルティングサービスは、日本国内においてインターネットメディアの広告枠を預かり、様々な広告を組み合わせることでメディア企業の広告収益を最大化するサービスを提供しております。特に当社が提供する「MicroAd COMPASS」においてはメディア企業に対する広告枠の企画提案などによるサポート体制の強化によって利益率が改善しております。

海外コンサルティングサービスは、台湾を中心としたデジタルマーケティングのコンサルティングサービスを提供しております。海外拠点の売却や、特定の大手広告主の予算削減等により、売上高は前年比でマイナス成長となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が縮小することで訪日観光客が増加しており、日系企業のインバウンド需要が拡大しております。加えて、日系企業の海外進出などのアウトバウンドの需要も増加しており、そのような需要の拡大に向け様々なサービスの提供を新たに開始しております。

これらの結果、コンサルティングサービスの売上高は6,859百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は12,868百万円（前年比5.2%増）、営業利益は833百万円（前年比32.9%増）、経常利益は738百万円（前年比24.6%増）となりました。また、今期より新たに開始したオルタナティブデータを使用した投資事業において、最適モデルの検証構築を進める過程において連結で有価証券運用損が24百万円発生しました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は565百万円（前年比13.9%増）となりました。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は477百万円で、その主なものはデータプロダクト領域のソフトウェア開発によるものであります。
また、当連結会計年度における重要な設備の除却・売却はありません。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度中に、グループ内の所要資金として金融機関より短期借入金として300百万円の資金調達を実施しました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2023年1月31日付で、株式会社coryの全株式を取得し、当社の連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第14期 (2020年9月期)	第15期 (2021年9月期)	第16期 (2022年9月期)	第17期 (当連結会計年度) (2023年9月期)
売上高 (千円)	10,919,603	11,671,312	12,227,257	12,868,467
経常利益 (千円)	258,182	153,562	592,538	738,108
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失(△) (千円)	43,468	△38,864	496,414	565,259
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	1.76	△1.57	19.65	20.87
総資産 (千円)	3,733,496	4,229,232	5,925,498	6,844,636
純資産 (千円)	873,256	1,472,679	2,872,788	3,729,929
1株当たり純資産 (円)	22.35	37.64	86.79	113.15

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出してしております。
3. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。そこで、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
4. 当社は、第16期より連結計算書類を作成しております。なお第14期及び第15期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2020年9月期)	第 15 期 (2021年9月期)	第 16 期 (2022年9月期)	第 17 期 (当事業年度) (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	5,463,941	5,651,943	7,046,470	8,733,163
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△259,049	△81,129	338,776	471,434
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△293,981	128,139	1,012,798	432,609
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△11.95	5.19	40.09	15.97
総 資 産 (千円)	1,552,153	1,448,919	3,212,431	4,035,077
純 資 産 (千円)	△1,270,315	△1,130,290	766,830	1,343,880
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	△51.66	△45.81	28.65	48.92

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。そこで、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社MADS	296百万円	66.59%	デジタルサイネージ向け広告ソリューションの提供、デジタルサイネージ用コンテンツ管理システムの提供
株式会社エンハンス	10百万円	100%	メディア企業の広告収益拡大に向けたコンサルティングサービスの提供
MicroAd Taiwan, Ltd.	6百万台湾元	70%	台湾、その他東アジアでのデジタルマーケティングに関する課題解決を目的としたコンサルティングサービスの提供
Tiki Digital Co., Ltd.	10百万台湾元	85.1%	台湾、その他東アジアでのネイティブ広告事業

(注) 1. 2023年1月1日付で、当社の連結子会社である株式会社マイクロアドデジタルサイネージは、商号を株式会社MADSに変更しております。

2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 自社サービスの継続的な強化

当社グループのデータプラットフォーム事業における各種サービスは、自社開発による当社グループでしか提供できない独自の価値創造に注力してまいりました。特に顧客企業の業界・業種に特化したサービス展開を重視しており、業界・業種に最適な消費行動データの拡充、業界・業種に特化したAIによるデータ分析モデルの構築、様々なデータ活用手段の開発など、顧客企業の業界・業種毎に最適なサービスを提供できるよう努めております。今後も継続的なサービスの拡大を実現するために、それぞれの業界・業種の課題を的確に把握し、消費行動に対する深い洞察と仮説設計を行い、AIによる分析モデルの構築につなげ、最適なマーケティングソリューションを開発し続け、競争力の強化と企業価値向上に努めてまいります。

② 新サービス等の継続的な創出

当社グループのデータプラットフォーム事業においては、業界・業種に特化したサービス開発を推進していくことを事業戦略の中心に据えておりますが、より多くの顧客企業のマーケティングニーズに応え、事業を拡大していく上では、常に新しい業界・業種のサービス開発を行っていく必要があると考えております。また、人々の生活のデジタル化が促進され、インターネットがより身近になっていく環境において、時代に即した新しいデータの獲得手法の開発と、スマートフォンやPCに限らず、新しいデバイスを活用した情報伝達手法の開発も重要であると考えております。絶えず消費者の生活の変化、行動の変化を捉え、新しい事業・サービスの創出に努めてまいります。

③ プライバシー保護に配慮したデータの利活用

当社グループでは、データプロダクトサービスを中心に、外部の提携企業から消費者の行動データの提供を受け、独自の分析を行うことで様々なサービス提供を行っております。データの受領や利活用にあたっては、プライバシーに配慮した細心の注意を払って取り組む必要があると考えております。インターネット上のプライバシー保護にあたっては、継続的に様々な議論が行われており、その動向は将来にわたって変化していく状態にあります。当社グループとしては、「個人情報の保護に関する法律」に基づく規制をはじめとして、諸外国の関連法制の動向把握を積極的に行っていくことで、その変化に迅速に対応してまいります。また、そのような規制に基づいた、社内のデータ利活用及び情報セキュリティに関する規律の強化、社員教育の徹底、プライバシー・バイ・デザインによるシステム設計を推進することで、プライバシー保護を前提としたサービス開発を推進してまいります。

④ 3rd Party Cookieの規制に向けた対応

当社グループでは、データプロダクトサービスにおいて、外部の提携企業から消費者の行動データの提供を受ける際に、主にWEBブラウザの3rd Party Cookieという技術を活用しております。現在、各WEBブラウザ提供企業において、プライバシー保護の目的の下、この3rd Party Cookieの利用を規制する動きがあります。具体的には、Google社が提供するChromeブラウザにおいて、2024年後半から段階的に3rd Party Cookieの利用が停止される旨が公表されています。一方で、Google社からは、当社のような広告事業を行っている企業向けに、従来のビジネスモデルを継続するための代替技術が提供されます。すでに当社としては、その代替技術への対応を順次進めており、一部の機能においては代替技術の利用が可能になっております。また、3rd Party Cookieに依存しない、新しいデータ活用技術や、広告配信技術の開発や提供も開始しております。当社のようなインターネット広告に関連する事業を行っている企業は、全世界で等しく同様の影響を受けるため、いち早く対応することで市場における優位性が確保できると見込んでおります。

⑤ アドフラウド、ブランドセーフティへの対策

デジタル広告市場の急速な拡大に伴って、近年はアドフラウド（広告不正）問題や、不適切なメディアへの広告掲載による広告主企業のブランド毀損問題など、デジタル広告特有の問題が指摘されています。当社はこれらの問題を深刻に受け止めており、一般社団法人デジタル広告品質認証機構（JICDAQ）のガイドラインに準拠し、第三者による検証プロセスを経て、JICDAQのアドフラウド認証及びブランドセーフティ認証を取得しております。当社グループでは、引き続き迅速かつ継続的に適切な対策を講じる事で、安心安全なデジタルマーケティングサービスの実現を目指してまいります。

⑥ 人材の獲得及び育成による生産性の向上

当社グループは、更なる事業拡大を実現していく上で、優秀な人材の採用と、継続的な人材育成、及び組織への長期的な定着が必要不可欠であると考えております。引き続き、中途入社・新卒入社合わせて、積極的な採用活動による優秀な人材確保を推進してまいります。また、従業員の心理的安全性を重視した社内コミュニケーションの制度設計、教育制度の充実、個々人の能力開発の強化に取り組み、高い生産性を発揮できる組織体制の構築に努めてまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社グループの更なる企業価値向上や事業拡大を実現する上で、各種業務プロセスの効率化や、適切なリスク管理を行うために、業容の拡大に応じた内部管理体制の強化が必要であると考えております。継続的な採用活動による管理部門の組織力強化を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

当社グループは、データプラットフォーム事業の単一セグメントとしており、セグメントを構成する主要なサービスとして、データプロダクトサービスと、コンサルティングサービスの2つのサービスを展開しております。

(6) 主要な拠点 (2023年9月30日現在)

① 当社

本	社	東京都渋谷区
支	社	大阪支社 (大阪府大阪市)、福岡支社 (福岡県福岡市) 名古屋支社 (愛知県名古屋市)、京都研究所 (京都府京都市)

② 主要な子会社

株式会社 M A D S	本社 (東京都渋谷区)
株式会社 エンハンス	本社 (東京都渋谷区)
MicroAd Taiwan, Ltd.	中華民国 (台湾) 台北市
Tiki Digital Co., Ltd.	中華民国 (台湾) 台北市

(7) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
330 (23.3) 名	28名増

- (注) 1. 当社グループは、データプラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載はしていません。
2. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
219 (13.3) 名	19名増	31.1歳	5.1年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	780百万円
株式会社みずほ銀行	400百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年9月30日現在)

① 発行可能株式総数 32,000,000株

(注) 上記「発行可能株式総数」は2023年10月1日付で行った1株を3株とする株式分割による調整前の、当事業年度末日時点における株式数を記入しております。

② 発行済株式の総数 9,157,000株

(注) 1. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は236,000株増加しております。

2. 上記「発行済みの株式の総数」は2023年10月1日付で行った1株を3株とする株式分割による調整前の、当事業年度末日時点における株式数を記入しております。

③ 株主数 8,410名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 サ イ バ ー エ ー ジ ェ ン ト	4,452千株	48.62%
株 式 会 社 S W A Y	570千株	6.22%
株 式 会 社 S B I 証 券	337千株	3.69%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	153千株	1.67%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	144千株	1.57%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	107千株	1.17%
渡 辺 健 太 郎	84千株	0.91%
マ イ ク ロ ア ド 従 業 員 持 株 会	43千株	0.47%
楽 天 証 券 株 式 会 社	37千株	0.41%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 B 口)	32千株	0.34%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	渡辺健太郎	経営全般
取締役 副社長執行役員	田中宏幸	データプロダクトサービス担当
取締役 副社長執行役員	榎原良樹	子会社管理、海外コンサルティングサービス、投資事業 担当
取締役 (常勤監査等委員)	内田正宏	
取締役 (監査等委員)	谷地舘望	
取締役 (監査等委員)	宮沢奈央	TFR法律事務所 株式会社エスプール社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)谷地舘望氏及び取締役(監査等委員)宮沢奈央氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)内田正宏氏及び取締役(監査等委員)谷地舘望氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・内田正宏氏は、上場企業の経営管理部門担当の取締役や監査役の経験を有しております。
 - ・谷地舘望氏は、企業の経営管理部門での勤務経験、複数企業での監査役経験を有しております。
3. 取締役(監査等委員)宮沢奈央氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役である谷地舘望氏及び宮沢奈央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な社内会議への出席等により監査の実効性を高めること、また、内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員その他の管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社役員など地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害が填補されることとなります（保険契約上、免責事由とされているケースを除きます）。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容について、2022年9月30日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。その決定方針の概要は次のとおりであります。

・基本報酬について

取締役（監査等委員を除く）の役位、職責、在任年数等を総合的に勘案して支給額を決定する。

・業績連動報酬等について

事業年度毎の各事業年度の連結営業利益に対する一定の割合を原資とし、業務執行を担当する取締役に対して、当該事業年度における業績、貢献度合い等を勘案し、支給額を決定する。

・非金銭報酬について

支給する場合には別途取締役会にて内容を決定する。

・報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は年間報酬額を12分割した額を月例にて支払う。業績連動報酬等については、年1回、事業年度終了後に支払う。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にかかる委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長執行役員渡辺健太郎に対し、取締役（監査等委員を除く）の個人別の基本報酬の額及び業績連動報酬等の額の決定を委任しております。委任の理由は、当社全体の業績や各取締役（監査等委員を除く）の職責等を勘案しつつ、各取締役（監査等委員を除く）の評価を行うには代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。

取締役会は上記委任にあたり、個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を踏まえ、取締役（監査等委員を除く）の役位に応じた個人別報酬金額の範囲を事前に決定しており、代表取締役社長執行役員はその範囲内で個人別の報酬等を決定していることから、当事業年度に係る個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

八. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	101,945 (-)	101,945 (-)	-	-	3名 (0名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	18,325 (7,900)	18,325 (7,900)	-	-	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	120,270 (7,900)	120,270 (7,900)	-	-	6名 (2名)

- (注) 1. 当社は、取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額について、2021年12月9日開催の第15回定時株主総会において年額200,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役1名)です。
2. 当社は、取締役(監査等委員)の報酬限度額について、2021年12月9日開催の第15回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち社外取締役2名)です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）宮沢奈央氏は、弁護士としてTFR法律事務所を運営しているほか、株式会社エスプール社外取締役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 谷 地 舘 望	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 主に、財務、経理、内部統制に関する豊富な経験、知見に基づき、取締役会の意思決定に妥当性及び適正性を確保するため、適宜意見を述べております。
取締役（監査等委員） 宮 沢 奈 央	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 弁護士としての企業法務に関する専門的知見に基づき、取締役会の意思決定に妥当性及び適正性を確保するため、適宜意見を述べております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元につきましては、重要な経営課題として認識しております。

現在、当社グループは成長過程にあると認識しており、内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用と育成のための費用や当社サービスの収益力強化・維持のための開発費用等に充当することにより、なお一層の事業拡大をめざすことが、将来における安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。今後の剰余金の配当につきましては、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としております。配当の決定機関としては、機動的な利益還元ができるよう取締役会決議でも剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、取締役会の決議により一事業年度に1回、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,019,686	流 動 負 債	3,033,543
現金及び預金	2,984,253	支払手形及び買掛金	1,151,010
受取手形及び売掛金	1,521,288	短期借入金	1,180,000
差入保証金	237,988	リース債務	13,752
商 品	13,508	未払法人税等	101,743
短期貸付金	25,500	そ の 他	587,037
そ の 他	264,830	固 定 負 債	81,163
貸倒引当金	△27,682	資産除去債務	80,909
固 定 資 産	1,824,950	繰延税金負債	254
有 形 固 定 資 産	368,550	負 債 合 計	3,114,707
建物及び構築物	218,706	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	136,842	株 主 資 本	2,863,830
使用権資産	13,001	資 本 金	990,830
無 形 固 定 資 産	646,300	資 本 剰 余 金	1,540,860
ソフトウェア	342,937	利 益 剰 余 金	332,380
の れ ん	73,833	自 己 株 式	△240
そ の 他	229,529	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	244,573
投 資 そ の 他 の 資 産	810,098	為 替 換 算 調 整 勘 定	244,026
投資有価証券	494,489	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	547
長期貸付金	8,920	非 支 配 株 主 持 分	621,525
繰延税金資産	174,913	純 資 産 合 計	3,729,929
そ の 他	135,601	負 債 純 資 産 合 計	6,844,636
貸倒引当金	△3,827		
資 産 合 計	6,844,636		

連結損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,868,467
売上原価	8,739,004
売上総利益	4,129,463
販売費及び一般管理費	3,296,039
営業利益	833,424
受取利息	2,519
受取配当金	667
受取成金	4,015
受取和解金	6,500
その他	4,977
営業外費用	18,678
支払利息	4,767
有価証券運用損	24,325
為替差損	76,457
その他	8,444
経常利益	113,994
特別利益	738,108
投資有価証券売却益	42,546
その他	1,500
特別損失	-
税金等調整前当期純利益	782,155
法人税、住民税及び事業税	131,612
法人税等調整額	18,908
当期純利益	631,634
非支配株主に帰属する当期純利益	66,375
親会社株主に帰属する当期純利益	565,259

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,131,932	流 動 負 債	2,430,288
現金及び預金	651,432	買掛金	786,237
売掛金	996,801	短期借入金	1,180,000
前払費用	65,359	未払金	180,798
短期貸付金	25,500	未払費用	24,382
未収入金	156,601	未払法人税等	40,887
差入保証金	237,988	前受金	27,222
その他	21,939	預り金	17,427
貸倒引当金	△23,689	その他	173,332
固 定 資 産	1,903,144	固 定 負 債	260,909
有 形 固 定 資 産	342,547	関係会社長期借入金	180,000
建物	208,104	資産除去債務	80,909
工具、器具及び備品	134,443	負 債 合 計	2,691,197
無 形 固 定 資 産	462,889	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	238,183	株 主 資 本	1,343,332
ソフトウェア仮勘定	224,705	資本金	990,830
投 資 そ の 他 の 資 産	1,097,708	資本剰余金	1,006,142
投資有価証券	478,416	資本準備金	990,830
関係会社株式	324,943	その他資本剰余金	15,312
敷金及び保証金	124,271	利 益 剰 余 金	△653,399
繰延税金資産	169,860	その他利益剰余金	△653,399
その他	3,884	繰越利益剰余金	△653,399
貸倒引当金	△3,668	自 己 株 式	△240
資 産 合 計	4,035,077	評価・換算差額等	547
		その他有価証券評価差額金	547
		純 資 産 合 計	1,343,880
		負 債 純 資 産 合 計	4,035,077

損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,733,163
売上原価	5,906,057
売上総利益	2,827,105
販売費及び一般管理費	2,347,562
営業利益	479,543
営業外収益	
受取利息及び配当金	996
経営指導料	22,140
受取和解金	6,500
その他	2,105
	31,742
営業外費用	
支払利息	5,699
為替差損	3,872
売買目的有価証券運用損	24,325
投資有価証券評価損	3,995
その他	1,958
	39,851
経常利益	471,434
特別利益	-
特別損失	-
税引前当期純利益	471,434
法人税、住民税及び事業税	23,322
法人税等調整額	15,502
当期純利益	432,609

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2023年11月17日
株式会社マイクロアド 取締役会 御中	有限責任監査法人トーマツ 東京事務所	
	指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 広 瀬 勉
	指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 大 竹 貴 也
監査意見		
<p>当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マイクロアドの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マイクロアド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p>		
監査意見の根拠		
<p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p>		

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2023年11月17日
株式会社マイクロアド 取締役会 御中	有限責任監査法人トーマツ 東京事務所	
	指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 広 瀬 勉
	指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 大 竹 貴 也
監査意見 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マイクロアドの2022年10月1日から2023年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針と計画に基づき、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月20日

株式会社マイクロアド 監査等委員会
常勤監査等委員 内田正宏 印
監査等委員 谷地 舘 望 印
監査等委員 宮 沢 奈 央 印

(注) 監査等委員谷地舘望及び宮沢奈央は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会からの特段の指摘事項はございません。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	渡辺 健太郎 (1974年1月16日)	1997年4月 株式会社大塚商会入社 1999年3月 株式会社サイバーエージェント入社 1999年7月 同社大阪支社支社長 2003年10月 同社ブログクリック事業責任者 2005年10月 同社アメーバ事業本部本部長 2006年12月 同社取締役就任 2007年7月 当社設立 代表取締役就任 2022年10月 当社代表取締役社長執行役員就任（現任）	84,000株
	【選任理由】 当社設立以来、代表取締役として当社グループの経営全般を主導し、当社グループの事業拡大に尽力してまいりました。同氏の豊富な経験と実績は、当社グループの企業価値の更なる向上に大きく貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	田中 宏幸 (1978年8月4日)	2002年4月 T I S 株式会社入社 2004年8月 株式会社サイバーエージェント入社 2005年9月 同社ブログクリック事業部マネージャー 2007年7月 当社設立 取締役就任 2012年12月 当社常務取締役就任 2022年10月 当社取締役副社長執行役員就任（現任）	—
	【選任理由】 代表取締役の渡辺とともに、当社設立以来取締役として当社グループのデータプラットフォーム事業の全般に関与し、その拡大に尽力してまいりました。これらの豊富な経験と実績は、当社グループの企業価値の更なる向上に大きく貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	えのほら よしき 榎原 良樹 (1974年7月13日)	1997年4月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井 住友銀行）入行 2001年1月 株式会社サイバーエージェント入社 2009年4月 株式会社カウベル設立 代表取締役就任 2011年6月 当社入社 2011年6月 PT.MicroAd Indonesia Director就任 2018年12月 当社取締役就任 2022年10月 当社取締役副社長執行役員就任（現任）	2,200株
<p>【選任理由】 当社入社後、海外子会社の現地責任者を務め、日本に帰国した後はコーポレート部門、海外事業、投資事業などの業務に携わり、当社の事業拡大、グループ管理に尽力してまいりました。これらの豊富な経験と実績は、当社グループの経営の監督と企業価値向上に大きく貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2. 会社の現況 (2)会社役員の状況 ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	内田 正宏 (1957年10月20日)	1983年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2003年6月 株式会社スペースシャワーネットワーク 取締役就任 2011年6月 株式会社スペースシャワーネットワーク 監査役就任 2019年7月 当社入社 2019年10月 当社常勤監査役就任 2021年12月 当社取締役（常勤監査等委員）就任（現任）	—
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>内田正宏氏は、上場企業の経営管理部門担当の取締役や監査役の経験を通して財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの経験及び知見に基づいて引き続き当社の経営に対する監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。</p>			
2	谷地 望 (1971年9月14日)	1996年4月 Monitor Company, Inc. (現 MonitorDeloitte) 入社 1999年8月 株式会社サイバーエージェント入社 1999年9月 株式会社サイバーエージェント 監査役就任 2010年3月 株式会社セレス 監査役就任 2015年3月 株式会社セレス 監査役退任 同社退社 2019年2月 株式会社セレス入社（現任） 2020年3月 当社監査役就任 2021年12月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>谷地望氏は、企業の経営管理部門での勤務経験、複数企業での監査役経験を通して、当社の属する業界に関する相当程度の知見並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの経験及び知見に基づいて引き続き当社の経営に対する監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	宮沢 奈央 (1982年5月25日)	2005年4月 ぴあ株式会社入社 2016年9月 弁護士登録 T F 法律事務所開設 2018年2月 OMM法律事務所開設 株式会社エスプール 社外取締役就任 (現任) 2020年9月 T F R 法律事務所 (現任) 2020年10月 当社監査役就任 2021年12月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) (重要な兼職の状況) T F R 法律事務所 株式会社エスプール 社外取締役	—
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 宮沢奈央氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格と企業法務に関する相当程度の知見を有しており、これらの資格及び知見に基づいて引き続き当社の経営に対する監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 谷地舘望氏及び宮沢奈央氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 各候補者は、現在、当社の監査等委員である取締役（そのうち谷地舘望氏及び宮沢奈央氏は社外取締役）であります。それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 4. 当社は、谷地舘望氏及び宮沢奈央氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、同氏らが再任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2. 会社の現況 (2)会社役員状況 ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が監査等委員に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 当社は、社外取締役である谷地舘望氏及び宮沢奈央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ており、同氏らの再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等支給の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2021年12月9日開催の第15回定時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬等を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額200百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は3名ですが、本株主総会で第1号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく3名となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年137千株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役が割り当てられた譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものいたします（本割当契約により割り当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」という。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(1)で定める本譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2022年9月30日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告20ページに記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、当社が対象取締役に對して発行又は処分する普通株式の総数は年137千株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.5%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられる株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等支給の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2021年12月9日開催の第15回定時株主総会において、年額20百万円以内にご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の監査等委員である取締役（以下、「対象監査等委員取締役」という。）に対して、株主の皆様との利害共有意識を醸成するとともに、企業価値の毀損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬等を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象監査等委員取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額20百万円以内といたします。また、各対象監査等委員取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議において決定することといたします。

なお、現在の対象監査等委員取締役は3名（うち社外取締役2名）ですが、本株主総会で第2号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく3名（うち社外取締役2名）となります。

対象監査等委員取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象監査等委員取締役は、原則として毎事業年度、監査等委員である取締役の協議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

2. 対象監査等委員取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象監査等委員取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年13千株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象監査等委員取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象監査等委員取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象監査等委員取締役等に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象監査等委員取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」という。）。

(1) 譲渡制限期間

対象監査等委員取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象監査等委員取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象監査等委員取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 無償取得事由

対象監査等委員取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(1)で定める本譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は、本制度は、株主の皆様との利害共有意識を醸成することによって企業価値の毀損防止へのインセンティブを与えるものであり、業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保する目的に資するものであるため、相当なものであると判断しております。また、当社が対象監査等委員取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年13千株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は、0.05%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象監査等委員取締役に割当てられる株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象監査等委員取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 3階 オリオン
TEL 03-3403-1431



交通 JR山手線
東急目黒線
東京メトロ南北線
都営地下鉄三田線

目黒駅西口より行人坂を下って
徒歩約3分

(お車でのご来場はご遠慮ください)